

江津市神楽団体支援事業補助金交付要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 市は、江津市の観光誘客や認知度向上に貢献する重要な資源であるとともに、伝統芸能として高い文化的価値を有する神楽において、団体の活動維持、神楽の保存・伝承及び活性化を図るため江津市神楽団体支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関しては、江津市補助金等交付規則（平成2年江津市規則第4号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件すべてを満たす者とする。

- (1) この告示の公布の日において、市内に活動の本拠地を置き、現に活動を行っている神楽団体であること
- (2) 規約及び名簿等を有し、代表者及び会計責任者が明らかであること

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第1条に定める本補助金の交付の目的を達するために、補助対象者が令和7年度から令和11年度まで（以下「対象事業期間」という。）に行う事業とする。

(補助金の種類)

第4条 補助金の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 神楽団体支援総合補助金（以下「総合補助金」という。）
- (2) 神楽公演等県外遠征支援金（以下「遠征支援金」という。）

第2章 神楽団体支援総合補助金

(補助対象経費)

第5条 総合補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する別表第1に定める経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助対象経費から除く。

- (1) 当該団体又はその構成員に支払う謝金及び人件費
- (2) 交際費

- (3) 慶弔費
- (4) 食糧費
- (5) その他補助することが適当でないと認められる経費
(総合補助金の額)

第6条 総合補助金の額は、別表第2に定める額とする。

- 2 総合補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
(交付申請)

第7条 総合補助金の交付を受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、神楽団体支援総合補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 団体の規約及び構成員の名簿
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 見積書（別表1(1)ア及びイに係るものに限る。）
- (5) 写真（別表1(1)イに係るものに限る。）

- 2 前項の申請は、市長が別に定める期日までに行わなければならない。
(交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、総合補助金の交付を決定したときは、神楽団体支援総合補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第9条 総合補助金の交付決定を受けた者（以下この章において「補助事業者」という。）は、規則第9条第1項に規定する事由が生じたときは、神楽団体支援総合補助金変更承認申請書（様式第3号）に変更内容が明らかになる書類を添えて、市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる事由のみの変更である場合にあつては、この限りでない。

- (1) 事業費の減額
- (2) 補助金額の変更を伴わない事業費の増額
- (3) 別表第1の同一事業区分内での補助金の配分の変更

- 2 前条の規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。
(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、神楽団体支援総合補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書の写し等支払いの実績が確認できる書類
- (4) 部分払い又は前払い等を行った場合は、契約書の写し等その支払いの根拠となる書類（ただし、納品が翌年度になるものに限る。）
- (5) 写真、チラシ等事業の実施内容が確認できる資料

2 前項の実績報告において、納品が翌年度になるものがある場合は、納品が完了した日から30日以内に次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 納品完了報告書（様式第5号）
- (2) 精算払いがある場合は、領収書の写し等支払いの実績が確認できる書類
- (3) 納品写真
(交付額の確定)

第11条 市長は、前条第1項の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、交付すべき総合補助金の額を確定し、神楽団体支援総合補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第12条 総合補助金は、補助事業者が補助事業を完了した後において交付する。ただし、事業を円滑に遂行するために必要な場合においては、補助事業の完了前に総合補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者は、総合補助金の交付の請求をしようとするときは、神楽団体支援総合補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(補助事業者の義務)

第13条 補助事業者は、補助事業の実施にあたり、市内の事業者が提供する製品、サービス等を積極的に活用するよう努めるものとする。

第3章 神楽公演等県外遠征支援金

(補助対象公演等)

第14条 遠征支援金の交付対象となる公演等（以下「補助対象公演等」という。）は、

神楽団体が招待された島根県外で行われるイベント（市が発注したものを除く。）であつて、本市の神楽又は観光のPRに資するものとする。

（遠征支援金の額）

第15条 遠征支援金の額は、補助対象公演等1日につき、遠征人数に5千円を乗じて得た額とし、10万円を上限とする。

2 前項の遠征人数には、この告示の公布の日において市内に活動の本拠地を置く神楽団体の構成員に限り算入することができる。

（交付申請）

第16条 遠征支援金の交付を受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、神楽公演等県外遠征支援金交付申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 団体の規約及び構成員の名簿

（2） 遠征者の名簿

（3） 写真、チラシ等公演等の内容及び遠征人数が確認できる資料

2 前項の申請は、補助対象公演等を行った日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに行うものとする。

（交付決定）

第17条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、遠征支援金の交付を決定したときは、神楽公演等県外遠征支援金交付決定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

（交付額の確定及び交付）

第18条 遠征支援金は、前条の交付決定をもって交付額の確定とみなす。この場合において、規則第12条第2項の規定による請求書の提出を省略し、遠征支援金を交付するものとする。

第4章 雑則

（決定の取消し等）

第19条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

（関係書類の保管）

第 20 条 補助事業を行った者は、規則第 17 条に規定する帳簿及び証拠書類を、補助事業を実施した年度の翌年度以降 5 年間保管しなければならない。

(委任)

第 21 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和 12 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表第 1（第 4 条関係）

補助対象経費

事業区分	補助対象経費
(1) 活動の維持及び 保存・伝承	ア 神楽衣裳、用具、音響等の購入にかかる費用（納品が翌年度になる場合であって、当該年度に部分払い又は前払い等のみを行うものを含む。イにおいて同じ。） イ 神楽衣裳、用具、音響等の修繕にかかる費用 ウ 使用料、家賃、光熱水費など練習場や物品保管場所の確保及び維持管理にかかる費用 エ 資料、記録の収集及び保存にかかる費用 オ 講師謝金や印刷費、使用料など伝承活動にかかる費用 カ その他、活動の維持及び保存、伝承に必要な費用
(2) 活動の活性化	ア 自主公演等の実施、広告物やオリジナル商品の作成など（収益を目的とするもの）で、活動の活性化や神楽文化を発展させるために必要な費用

別表第 2（第 5 条関係）

補助率及び補助上限額

事業区分		補助率	補助上限額
(1) 活動の維持及び 保存・伝承	ア～カ	補助対象経費の 10／10 以内	対象事業期間中 200 万円（ただし、高校生以下の者を主たる構成員とし、当該構成員が主体となって神楽の上演等を行うことを目的とする団体に対して交付する総合補助金の額は、対象事業期間中 100 万円を上限とする。）
(2) 活動の活性化	ア	補助対象経費の 2／3 以内	対象事業期間中 50 万円

様式第 1 号(第 7 条関係)

年 月 日

江津市長 様

所在地

申請者 名称

代表者名

連絡先担当者名

電話番号

神楽団体支援総合補助金交付申請書

年度において、神楽団体支援総合補助金の交付を受けたいので、江津市神楽団体支援事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象経費総額 円

2 補助金の交付申請額 円

3 添付書類（添付したものに☑を記入）

☐ 団体の規約

☐ 構成員名簿（別葉 1）

☐ 事業計画書（別葉 2）

☐ 収支予算書（別葉 3）

☐ 見積書（衣裳、用具等を購入又は修繕する場合）

☐ 写真（衣裳、用具等を修繕する場合）

様式第 1 号 (別葉 1)

構成員名簿

団体名

年 月 日時点

[illegible]

※代表者及び会計責任者を明らかにすること。

※作成時点は、交付申請日とすること。

様式第 1 号（別葉 2）

事業計画書

補助金の種類	神楽団体支援総合補助金		
団 体 名			
所 在 地			
活動の概要 (前年度)			
補助事業の 完了予定日	年 月 日		
補助事業の 目 的			
補助事業の 内 容	(1) 活動の維持及び保存・伝承 ・ ・ ・ ・		
	納品が翌年度になるものの有無		有 ・ 無
	補助対象経費 ①	円	
	補助金交付申請額 A	円（千円未満切り捨て）	
	(2) 活動の活性化 ・ ・ ・ ・		
	補助対象経費 ②	円	
	補助金交付申請額 B	円（千円未満切り捨て）	
補助対象経費総額 ①＋②		円	
補助金交付申請額 A＋B		円	

様式第 1 号（別葉 3）

収支予算書

収入

		(単位：円)
項目		予算額
市補助金		
	(1) 活動の維持及び保存・伝承	
	(2) 活動の活性化	
自己資金		
合計		

支出

(単位：円)		
項目	内容の説明	予算額
(1) 活動の維持及び保存・伝承		
計		
(2) 活動の活性化		
計		
合計		

指令 第 号
年 月 日

様

江津市長 印

神楽団体支援総合補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました神楽団体支援総合補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので、江津市神楽団体支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付条件

様式第 3 号 (第 9 条関係)

年 月 日

江津市長

様

所在地

名称

代表者名

神楽団体支援総合補助金変更承認申請書

年 月 日付け、指令 第 号をもって、交付決定のあった神楽団体支援総合補助金について、下記のとおり変更したいので、江津市神楽団体支援事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 添付書類(変更内容が明らかになる書類)

年 月 日

江津市長 様

所在地

名称

代表者名

神楽団体支援総合補助金実績報告書

年 月 日付け、指令 第 号をもって交付決定のあった神楽団体支援総合補助金の実績について、江津市神楽団体支援事業補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助対象経費決算額 円
- 2 補助金の交付決定額 円
- 3 補助金の精算額 円
- 4 添付書類（添付したものに☑を記入）
 - ☐ 事業実績書（別葉 1）
 - ☐ 収支決算書（別葉 2）
 - ☐ 領収書の写し等支払いの実績が確認できる書類
 - ☐ 部分払い又は前払い等を行ったものに係る契約書の写し等（ただし、納品が翌年度になるものに限る。）
 - ☐ 写真、チラシ等事業の実施内容が確認できる資料

様式第 4 号（別葉 1）

事業実績書

補助金の種類	神楽団体支援総合補助金		
団 体 名			
所 在 地			
活動の状況 (今年度)			
補助事業の 完 了 日	年 月 日		
補助事業の 内 容	(1) 活動の維持及び保存・伝承 ・ ・ ・ ・		
	納品が翌年度になるものの有無		有 ・ 無
	補助対象経費 ①	円	
	補助金の精算額 A	円（千円未満切り捨て）	
	(2) 活動の活性化 ・ ・ ・ ・		
	補助対象経費 ②	円	
	補助金の精算額 B	円（千円未満切り捨て）	
補助対象経費決算額 ①＋②		円	
補助金の精算額 A+B		円	

様式第 4 号（別葉 2）

収支決算書

収入

		(単位：円)
項目		決算額
市補助金		
	(1) 活動の維持及び保存・伝承	
	(2) 活動の活性化	
自己資金		
合計		

支出

(単位：円)		
項目	内容の説明	決算額
(1) 活動の維持及び保存・伝承		
計		
(2) 活動の活性化		
計		
合計		

様式第 5 号（第 10 条関係）

年 月 日

江津市長 様

所在地

名称

代表者名

納品完了報告書

年 月 日付けで実績報告を行った神楽団体支援総合補助金について、交付対象とした経費に係る納品が完了しましたので、江津市神楽団体支援事業補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により報告します。

記

1. 納品完了日 年 月 日

2. 添付書類（添付したものに ☒ を記入）

- ☐ 領収書の写し等支払いの実績が確認できる書類（精算払いがある場合）
- ☐ 写真

指令 第 号
年 月 日

様

江津市長

印

神楽団体支援総合補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました神楽団体支援総合補助金について、
下記のとおり補助金の額を確定しましたので、江津市神楽団体支援事業補助金交付要綱第
11 条の規定により通知します。

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 補助金の交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金の確定額 | 円 |
| 3 | 指示事項 | |

様式第 7 号 (第 12 条関係)

神楽団体支援総合補助金交付請求書

一	金	円
---	---	---

これは、 年 月 日付け、指令 第 号をもって、交付決定通知(確定通知)のあった補助金(概算払い 精算払い)

内 訳	既 交 付 額	円
	今回請求額	円
	未 交 付 額	円

江津市神楽団体支援事業補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定により、上記のとおり請求
します。

年 月 日

江津市長 様

所在地

名称

代表者名

神楽公演等県外遠征支援金交付申請書

年 月 日

江津市長 様

所在地

申請者 名称

代表者名

連絡先担当者名

電話番号

神楽公演等県外遠征支援金の交付を受けたいので、江津市神楽団体支援事業補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 遠征先自治体名

2 公演等の実施日 年 月 日

3 公演等の名称

3 遠征人数 人

4 支援金の交付申請額 円

5 添付書類（添付したものに☑を記入）

☐ 団体の規約

☐ 構成員名簿（別葉 1）

☐ 遠征者名簿（別葉 2）

☐ 写真、チラシ等公演等の内容及び遠征人数が確認できる資料

様式第8号 (別葉1)

構成員名簿

申請団体名

年 月 日時点

[illegible]

※代表者及び会計責任者を明らかにすること。

※作成時点は、遠征公演日とすること。

様式第8号（別葉2）

遠征者名簿

申請団体名

No.	氏名	所属団体	住所
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

※市内に活動の本拠地を置く神楽団体に所属する者のみ記入すること。

※他の神楽団体に所属する者がある場合、住所欄を記入すること。

指令 第 号
年 月 日

様

江津市長 印

神楽公演等県外遠征支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました神楽公演等県外遠征支援金の交付について、江津市神楽団体支援事業補助金交付要綱第 17 条に基づき下記のとおり決定しましたので、同要綱第 18 条に基づき交付します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 指示事項